

# 大会決議

## 1. 東京 2025 デフリンピックを機に、社会を変え、新たな未来への花を咲かせよう

- (1) ろう者が主体となり、きこえる人やろう者の仲間と共に未来につながる大会を創っていくことで、きこえない子どもたちに夢を与え、だれもが個性を活かし、力を発揮できる共生社会の実現をめざす
- (2) 大会を通して、社会へデフスポーツの魅力や価値を伝え、デフスポーツの環境整備や手話言語、ろう者の文化の理解促進、普及拡大を進めるとともに、国籍の違いや障害の有無に関わらず、多様な人々のつながりの輪が広がる未来を目指し、言語・情報・コミュニケーションバリアフリーの促進・周知に取り組む。
- (3) あらゆる人が参画・協働して一緒に大会を創り、「シンプルで心に残る大会」、「新たな国際スポーツ大会の運営の形（持続可能な大会）」を世界に示し、この大会がこれからの国際スポーツ大会のモデルとなるよう取り組んでいく。

## 2. 手話言語法制定後の未来を視野に、制定運動をさらに推し進め、実現させよう

- (1) 国連障害者権利委員会審査における勧告や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の附帯決議をふまえ、法案にろう当事者の意見を反映させるとともに、手話言語は音声言語と対等な言語であるという認識をさらに社会に広め、手話言語法制定を求めていく。
- (2) 手話言語法制定を見据え、連盟への会員加入や会員継続の魅力を伝え、「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者増、出版物の普及、全国手話研修センター後援会の加入及び情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴン4」（以下アイ・ドラゴン4）普及を促進し、連盟と加盟団体の組織強化に向けて運動を展開する。

## 3. ろう者を含むすべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう

- (1) 医療・福祉・労働・教育・文化等、社会のあらゆる場面で障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が推進されるよう、障害者差別解消法の理念に沿った制度を充実させ、障害当事者が主体となり、ろう者をはじめとするすべての障害のある人が安心して暮らせる社会資源の整備や法改正を求める。
- (2) 優生保護法のもとで行なわれた強制不妊や中絶手術の被害を受けた当事者やその家族への救済を行うとともに、ろう者であることが理由で逸失利益の算定基準が低くなる等、未だ根強く残る障害のある人への差別や優生思想を払拭するよう取り組む。
- (3) 参政権、保健サービス、司法手続きにおいて、政見放送や議会、司法、行政等、すべての場面において、手話言語をはじめとする視覚的な情報保障の整備の義務づけ、そして、民事訴訟における手話言語通訳費用の負担がないように求める。

## 4. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の実施により、情報とコミュニケーションの基礎的環境の整備を推進していこう

- (1) 社会へ「手話マーク」「筆談マーク」の普及を図ることで、コミュニケーション手段の理解や情報保障に対する認識をさらに高めるとともに、全ての芸術・映像作品、放送・通信分野等でろう者が視覚的情報保障で享受できる環境整備を求める。
- (2) 国及び都道府県に、意思疎通支援事業について手話言語通訳者等の配置や対面通訳を基本とした拡充を求めるとともに、誰もがICTを活用できる環境整備を求め、ろう者ときこえる人が円滑なコミュニケーションができる社会基盤を構築する。
- (3) あらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進するために、それぞれの分野において専門性の高い手話言語通訳者の確保や養成、身分保障の促進に取り組む。

## 5. ろう者等の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の更なる機能拡充や、ろう高齢者、ろう重複障害者関係施設の充実等、社会資源の整備を求める。
- (2) ろう者が安心して働けるよう、行政や民間企業等すべての職場に対し、合理的配慮提供に対する理解を求め、雇用機会の確保やろう者の特性を踏まえた就労環境を求める。
- (3) ろう者等が利用また入所・通所する事業所の報酬等収入の大幅減少や中長期的な経営悪化に対し、事業を安定的に継続するための財政支援を、国及び自治体に求める。

## 6. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティの確立とセルフアドボカシー・スキルを獲得できる教育環境を求めよう

- (1) ろう児やその保護者に対して、手話言語を含む偏りのない情報提供及び乳幼児段階から手話言語を獲得・習得できる環境の整備を求めるとともに、すべての関係機関に対し、ろう児が求めるあらゆる療育・教育ニーズに対応できる適切な支援の提供を行うことを求める。
- (2) ろう児が自己のアイデンティティを確立できるよう、手話言語の教科を学び、かつ、手話言語による教育を確保し、その基幹となるろう学校の環境改善及び存続、ろう教育の専門性の向上を求める。
- (3) ろう児が周囲のきこえる人と対等に自分の力を発揮できるよう、教職課程にセルフアドボカシー・スキルの育成に関する内容を位置付けるなどの改善と、地域の学校へ通う子どもを含むろう児のセルフアドボカシー・スキルの獲得が保障される教育環境の整備を求める（セルフアドボカシー・スキル：自分の障害を他者に説明し、支援を求める交渉力のこと）。

## 7. 緊急事態時にろう者の命を守り安心して生活ができる社会にしよう

- (1) 今後頻発も想定される災害に備え、平常時から防災情報の提供、コミュニケーション環境・情報保障の確保、地域との連携を含む相談支援体制の充実を図り、ろう者自身も被災者支援に取り組める環境作りを行う。
- (2) ろう者が全国どこにいても簡便且つ多様な手段で「緊急通報」を行うことができる仕組みづくりを求め、自分や周りの命を自分で守ることができる社会づくりを進め

る。

- (3) 発災情報の取得、避難所での情報保障の充実のために、アイ・ドラゴン4を避難所・福祉施設へ設置する等、ろう者等が災害に関する正確な情報を把握し、自らの確かな行動ができるよう環境整備を求める。

## 8. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう

- (1) 国際法を遵守し、国内外の侵略を許さないという信念のもとに、話し合いによる紛争解決や核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等をめざすとともに、戦争や内戦等によるろう者の難民への支援を通して、世界平和を守る運動に協力する。
- (2) 国連が定めた「手話言語の国際デー」や「国際ろう者週間」によるチャレンジプロジェクト「ブルーライトアップ」を通して、手話言語に関する理解を広めるとともに、連盟のSDGs（持続可能な開発目標）の宣言を行い、国連や世界ろう連盟、他の障害当事者団体と協同して、誰一人取り残されることのない社会の実現へ取り組む。
- (3) 新たなアジア太平洋障害者の10年（ジャカルタ宣言）をもとに、アジアろう児・者友好プロジェクトの活動を通じて、アジア圏のろう教育の向上やろう者の社会資源の整備、アジア各国のろう団体の育成と支援および手話言語の認識を高める支援を、積極的に進める。

### スローガン

1. 東京2025デフリンピックを機に、社会を変え、新たな未来への花を咲かせよう
2. 手話言語法制定後の未来を視野に、制定運動をさらに推し進め、実現させよう
3. ろう者を含むすべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう
4. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の実施により、情報とコミュニケーションの基礎的環境の整備を推進していこう
5. ろう者の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう
6. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティの確立とセルフアドボカシー・スキルを獲得できる教育環境を求めよう
7. 緊急事態時にろう者の命を守り安心して生活ができる社会にしよう
8. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう